

貴重書及び準貴重書等取扱要領

(平成十四年三月三十一日館長決定第四号)

改正	平成	十四年十月	三日館長決定第二十一号
	同	十六年九月二十八日同	第 六号
	同	二十年四月 一日同	第 四号
	同	二十三年六月二十三日同	第 十一号
	令和	三年八月三十一日同	第 四号

貴重書及び準貴重書等取扱要領(昭和四十四年館長決定第九号)の全部を改正する。

(趣旨)

1 国立国会図書館貴重書指定基準(昭和三十七年館長決定第十九号)及び国立国会図書館準貴重書等指定基準(昭和五十二年館長決定第二号)(以下「基準」という。)により指定される貴重書及び準貴重書等の取扱いは、この要領の定めるところによる。

(指定候補資料)

2 新たに受け入れようとする図書その他の図書館資料(以下「資料」という。)のうち基準に該当すると認められるものがあるときは、収集書誌部長は、貴重書・準貴重書指定候補資料通知書(様式第一。以下「候補資料通知書」という。)により貴重書等指定委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下単に「委員長」という。)にその旨を通知するものとする。

3 既に受け入れた資料のうち基準に該当すると認められるものが

あるときは、当該資料を所管する部局(関西館を含む。以下同じ。)の長は、候補資料通知書により委員長にその旨を通知するものとする。ただし、当該部局の長が委員長の任にある場合は、通知を省略することができる。

(指定の通知)

4 委員長は、委員会において貴重書又は準貴重書等の指定が行われたときは、館長の承認を経た後、貴重書・準貴重書指定通知書(様式第二)により当該資料を所管する部局の長に通知するものとする。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(指定を受けた資料の取扱い)

5 前項の指定を受けた資料の整理及び保管は、次項から第八項までに定めるところによる。この場合において、資料の授受その他の取扱いは、特に慎重にしなければならない。

(整理)

6 貴重書及び準貴重書等の整理は、次の要領により行う。

- 1 目録作業は、目録の記述並びに標目の選定及び指示を行い、目録の記述に係る書誌的事項については、特に詳細に行う。
- 2 分類作業は、分類記号及び図書記号の付与並びに請求記号の表示を行う。
- 3 件名作業は、行う。

4 閲覧用カード目録の編成作業は、書名目録について行う。

7 ラベルは、貴重書及び準貴重書ラベル(様式第三)とする。

(保管)

8 貴重書及び準貴重書等は、利用者サービス部人文課所属の貴重書書庫に保管する。

(適用)

9 この要領は、既に指定を受けた貴重書及び準貴重書等についても適用する。

附 則

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年十月三日館長決定第二十一号)

本件は、平成十四年十月三日から施行する。

附 則 (平成十六年九月二十八日館長決定第六号)

本件は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日館長決定第四号)

本件は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十三日館長決定第十一号)

本件は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年八月三十一日館長決定第四号)

本件は、令和三年八月三十一日から施行する。

(様式第二)

(役職名) 殿

指定通知第 号

貴重書・準貴重書指定通知書

年 月 日

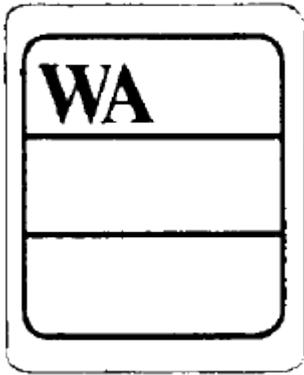
貴重書等指定委員会委員長

下記の資料は、貴重書
準貴重書 に指定したので通知する。

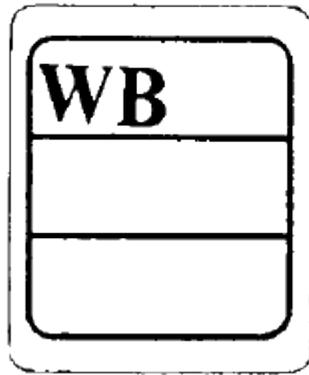
書名・巻数又は巻次	編 著 者	刊 写 年	冊 (帖・軸・枚) 数	請 求 記 号
計			点 冊 帖 軸 枚	

(様式第三)

貴重書



準貴重書



(注) 極細粋青色
文字 赤